

## 産業成長のための規制緩和 検討状況整理表

項 目		9 食品衛生、機能性食品表示
担当部局		健康福祉部衛生課
企業からの意見		食品衛生法の基準の統一・明確化
規制の目的・現状		<p>食品の安全確保のため、国は、食品衛生法に基づき都道府県等の許可が必要な業種として飲食店営業など34の業種を定め、政令や通知等により、どのような行為がそれらの業種に該当するのか示している。</p> <p>また、許可取得のためには、衛生上必要な施設設備として業種毎に定めた施設基準を満たす必要があるが、食品の安全確保上問題がなければ、必要ない施設・設備について省略することを認めている。</p> <p>なお、申請者と相談の上、施設基準に合致することを前提に、食品の安全確保上問題がなければ、同じ施設設備を使用した複数業種の許可の取得を認めている。</p>
該当法令等		食品衛生法
他県の状況（他県比較）		食品によっては国の見解への自治体の解釈がわかれ、許可の要否の判断に違いが出る例がある。国は、自治体が判断すべきこととしている。
これまでの見直しの状況		<p>許可の要否に係る本県の考え方をホームページで公表している。</p> <p>また、新たな判断が必要な事例は、衛生課と保健所で密に連絡を取合い、国や他県の判断を踏まえ本県の対応方針を決定し、会議の開催や事例をまとめたデータベースを作成・開示して、保健所間に差が出ないように迅速に対応している。</p> <p>さらに、今年度から食品事業者を対象としたタウンミーティングを開催し、業界団体の代表者との間で規制緩和について意見交換を行うとともに、営業許可の要否に関する本県の考え方や、安全上必要ない施設・設備の省略など現状の対応に関する周知の徹底を図っている。</p>
見直す場合の手続き		許可の要否について全国一律とするためには、国の明確な判断が必要
規制緩和による影響	規制する側	食品の安全確保に配慮する必要がある。
	規制される側	施設・設備の整備に必要な投資の軽減。
規制緩和の方向性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設基準及び施設の共有や斟酌事例について、HPで公開していく。</li> <li>・他県と比べ明らかな上乘せ施設基準があれば、見直しを図っていく。</li> <li>・職員に対し、研修会等で、企業との相談時には、どこまでが許認可事項の法的根拠で、どこからがアドバイスであるか明確に説明するよう徹底する。</li> <li>・業界意見の聴取機会を増やすとともに、経済産業部を含め、部局間の連携を強化する(情報共有)。</li> <li>・国が創設する「食品の新たな機能性表示制度」については、説明会の開催などにより国が示す基準等の周知を図り、経済産業部と連携しながら、他県に先んじて普及を進めていく。</li> <li>・経済産業部が創設に取り組む「静岡県版機能性表示制度」については、経済産業部からの相談などに対応・協力していく。</li> </ul>
規制を維持する場合はその理由		食品の安全性を確保するための規制については、維持する必要があるが、国や他県の状況を踏まえつつ、施設基準の見直しを図っていく。